

資料3 事業契約書に対する質問回答

No.	該当箇所				タイトル	質問等	回答案	
	頁	項						
1	29	第5章	第1節	第69条	第1項	委託費の実勢価格調査について	「委託費の実勢価格の推移」とは、どのように調査なさるのでしょうか。	他病院の事例などを参考にする予定ですが、事業者から提案していただくことも可能とします。詳細は事業契約締結時に定めることとします。
2	29	第5章	第1節	第69条	第1項	市場調査等による見直し	「委託費の実勢価格の推移」とは、どのように調査なさるのでしょうか。	
3	29	第5章	第1節	第70条	第1項	考慮されない変動要素	「第67条第2項において考慮されない変動要素」に、食材料費の変動、業務方法の変更に伴う費用変動も含まれるとの理解で宜しいのでしょうか。	食材費の変動についてはお示しのとおりです。 業務方法の変更が発生する場合は、それに伴う費用変動も含め、第76条の規定によって処理されます。
4	29	第5章	第1節	第70条	第1項	想定外の変化に対する見直し	「第67条第2項において考慮されない変動要素」に、業務方法の変更に伴う費用変動も含まれるとの理解で宜しいのでしょうか。	
5	29	第5章	第1節	第70条	第2項	想定外の変化に対する見直し	厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」の変更は、「法令変更」に該当すると理解して宜しいでしょうか。	お示しのとおり、法令変更には該当しますが、業務方法の変更が発生する場合は、それに伴う費用変動も含め、第76条の規定によって処理されます。
6	29	第5章	第1節	第70条	第2項	法令変更	厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」も「法令変更」に該当すると理解して宜しいでしょうか。	
7	46	第9章				契約期間及び契約の終了	契約終了時の設備、什器の措置に関する記載がございませんが如何お考えでしょうか。	第84条第2項に、契約期間の満了により終了した場合は、期日までに機構に本件病院施設を明け渡すものとしています。SPC所有の設備、什器については期日までに撤去してください。
8	50	第9章	第2節	第93条		施設整備業務終了前の本契約の解除	施設整備業務終了前に本契約の解除された場合に出来形部分の支払いを行う際の割賦対象部分に対する基準金利はいつの時点の基準金利を適用するのでしょうか。	別紙10「対価の算定及び支払方法」に示すとおり、外構等引渡し・解体撤去業務完了予定日の2銀行営業日前に提示された基準金利となります。ただし、これにかかわらず、病院機構は、支払い方法についてSPCと協議を行うことができることとしています。
9	別紙10	3	(3)			(3)維持管理期間中の物価変動等に基づく改定、【「持管理業務費用」の物価変動等に基づく改定額の計算方法】【「医療関連サービス業務費用」の物価変動等に基づく改定額の計算方法】【「その他業務費用」の物価変動等に基づく改定額の計算方法】	「Pn」の定義が、改定前又は契約時の「維持管理業務費用」となっていますが、算定式が、 $P_n = P_{n-1} \times (GSPIn-1 / CSPIx)$ となっておりますので、Pn, Pn-1の定義の再確認をお願いします。改定後の金額の算定が表示されていないので、計算方法を教示願います。	Pn-1が改定前又は契約時の「維持管理業務費用」、Pnが改定後の維持管理業務費用となります。よって、改定後の金額の算定方法は原案どおりとなります。修正は[別紙1]を参照してください。
10	別紙9	3	(3)	ア		債務不履行	「債務不履行とみなす状態」には、例えば大雨のため社員の出勤が遅れて、一時的に食事提供が遅れるというようなケースは、含まれないと理解して宜しいでしょうか。	予想できない突発的な自然災害等による交通機関の不通、遮断等による出勤の遅れは検討の余地があると考えますが、予め予報等で想定される場合には対処可能と考えます。
11	別紙9	3	(3)	ア	ア	債務不履行とみなす状態	「債務不履行とみなす状態」には、例えば「大雨のため社員の出勤が遅れて、一時的に食事提供が遅れる」というようなケースを含まないと理解して宜しいでしょうか。	

資料3 事業契約書に対する質問回答

No.	該当箇所				タイトル	質問等	回答案
	頁	項					
12	別紙10	2	(1)	ア	(ア)	各事業年度払い 医療観察病棟に係る施設整備費は国庫負担金から支払われるとありますが根拠となる法律等をご教示ください。	[別紙6]医療観察病棟の国庫負担金に係る根拠法令等を参照してください。
13	別紙10	2	(1)	イ	(ウ)	割賦払い 割賦払いの原資については中期計画に基づき病院機構様の収入から支払われるとのご回答を頂いておりますが、万々が一、病院機構様の収入によって充てられない場合は地方独立行政法人法の第85条第1項に基づき、大阪府様に確実に費用をご負担願えると考えてよろしいでしょうか。	割賦払いについては中期計画に基づき病院機構の収入にて支払われますが、今回の入札説明書等による質問回答では、割賦払い原資について、お示しのような質問は受けておりません。 病院機構の収入によって充てられない場合は想定しておりませんが、地方独立行政法人法の第93条に該当する場合は、大阪府が負担します。
14	別紙10	2	(1)	イ	(ウ)	割賦払い 本事業の割賦債務は地方独立行政法人法第85条に基づき、最終的に大阪府が負担すると考えてよろしいでしょうか。	
15	別紙10	2	(1)	イ	(ウ)	割賦払い 本事業の割賦払いは地方独立行政法人法の第85条第1項にある「経費」に含まれると考えてよろしいでしょうか。	地方独立行政法人法の第85条第1項にある「経費」には、含まれません。
16	別紙10	2	(2)	ア		検食・予備食の対価 病院職員による検食、食事オーダーの変更に伴った予備食、当直医などの食事提供食数に算入いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	対価算定の対象となる食数には、予備食の食数を含みますが、検食の食数は含めません。なお、当直医などの食事については、食事提供業務の対象ではありません。 様式集及び記載要領と事業契約書案を修正します。「別紙1」を参照してください。
17	別紙10	3	(3)	b	b	物価変動等の指標 食事提供業務に関する費用内訳は、主に人件費と食材費です。食材費の改定ルールも物価変動に加えて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.4を参照してください。
19						モニタリングによる減額措置について 対話の回答においてモニタリングによる減額対象にはSPCの運営経費及び一般管理費も対象となることですが、SPCの利益、SPCのマネジメントにかかる費用については受託業務企業の管理責任との考えから減額の対象となるのは理解できますが、銀行エージェントフィーや金融費用・SPCが独自にかかる保険・リース費用・公認会計士及び税理士費用・弁護士費用等はSPCを存続させかつ事業を継続させるために必要な外部費用のため、受託業務のモニタリングによる減額対象外としていただけないでしょうか。	事業契約書案のとおりとします。なお、銀行エージェントフィー、金融費用及び事業契約に係る弁護士費用については、初期投資の資金調達にかかる費用や本事業の立ち上げにかかる初期投資費用となりますので、「その他(融資組成手数料その他初期投資費用)」の欄に計上してください。
20	別紙12	2				維持管理運営期間中の保険 被保険者には「乙、受託企業、甲のいずれかもしくは複数」と記されているため、受託企業が保険契約者である場合は、被保険者を当該受託企業とすることで良いとすることを確認させて下さい。	お示しのとおりです。
21	別紙12	2				保険契約について 被保険者には「乙、受託企業、甲のいずれかもしくは複数」と記されているため、受託企業が保険契約者である場合は、被保険者を当該受託企業とすることで良いとすることを確認させて下さい。	